

令和7年度 指名停止措置業者一覧表

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
9	新明和工業株式会社	兵庫県	<p>公正取引委員会が、令和7年9月24日付けで特定特装車製品の製造販売業者ら2社に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った(同社は公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けた業者として公表された)。 このことは、県指名停止要綱別表第2措置要件第5号に該当することから指名停止とする。</p>	2025/10/06 ～ 2025/11/05 (1ヶ月)	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(5)		
8	極東開発工業株式会社	大阪府	<p>公正取引委員会が、令和7年9月24日付けで特定特装車製品の製造販売業者ら2社に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。 このことは、県指名停止要綱別表第2措置要件第5号に該当することから指名停止とする。</p>	2025/10/06 ～ 2025/11/05 (1ヶ月)	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(5)		
7	株式会社岩本建設	鹿児島県	<p>株式会社岩本建設は、令和6年1月4日に指宿港の現場で、作業員がコンクリート打設中に転倒し、休業4日以上を要する傷害を負い、同日から休業したのに、「自社車庫にて転倒し負傷した」旨の虚偽の労働者死傷病報告書を提出した。 この件について、同社及び代表取締役は、労働安全衛生法違反により、鹿児島簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、令和7年8月8日に刑が確定した。 このことは、県指名停止要綱別表第2措置要件第22号に該当することから指名停止とする。</p>	2025/09/10 ～ 2025/12/09 (3ヶ月)	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(22)		
6	株式会社中央技術コンサルタンツ	東京都	<p>宮城県気仙沼市発注の道路整備工事の設計業務において、入札の秘密事項となる設計価格を、気仙沼市職員から(株)中央技術コンサルタンツ 東北支店長が事前に入手し、不正に受注したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年7月21日に宮城県警に逮捕され、同年8月8日に起訴された。 このことは、県指名停止要綱別表第2措置要件第7号のイに該当することから指名停止とする。</p>	2025/08/20 ～ 2025/10/19 (2ヶ月)	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(7)-イ		

令和7年度 指名停止措置業者一覧表

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
5	新明和工業株式会社	兵庫県	公正取引委員会が、令和7年3月24日付けで機械式駐車装置メーカーら7社に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。 このことは、県指名停止要綱別表第2措置要件第5号に該当することから指名停止とする。	2025/05/07 ~ 2025/06/06 (1ヶ月)	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(5)		
4	IHI運搬機械株式会社	東京都	公正取引委員会が、令和7年3月24日付けで機械式駐車装置メーカーら7社に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。 このことは、県指名停止要綱別表第2措置要件第5号に該当することから指名停止とする。	2025/05/07 ~ 2025/06/06 (1ヶ月)	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(5)		
3	住友重機械搬送システム株式会社	東京都	公正取引委員会が、令和7年3月24日付けで機械式駐車装置メーカーら7社に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。 このことは、県指名停止要綱別表第2措置要件第5号に該当することから指名停止とする。	2025/05/07 ~ 2025/06/06 (1ヶ月)	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(5)		
2	日新興業株式会社	大阪府	日新興業株式会社は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当する。 このことにより、国土交通省近畿地方整備局から令和7年3月4日付けで、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。 このことは、県指名停止要綱別表第2措置要件第21号に該当することから指名停止とする。	2025/05/07 ~ 2025/08/06 (3ヶ月)	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(21)		

令和7年度 指名停止措置業者一覧表

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
1	株式会社佐電工	佐賀県	佐賀県多久市が令和4年10月に発注した庭球場照明改修工事において、入札の秘密事項となる指名業者名を、多久市職員から(株)佐電工の営業本部副本部長が事前に入手したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年2月18日に佐賀県警に逮捕され、同年3月11日に略式起訴とされた。このことは、県指名停止要綱別表第2措置要件第7号のイに該当することから指名停止とする。	2025/05/07 ~ 2025/09/06 (4ヶ月)	
			鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 別表第2-(7)-イ		